

市街地整備に伴う旅館建築の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月1日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第47号

市街地整備に伴う旅館建築の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

市街地整備に伴う旅館建築の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則（昭和46年四日市市規則第27号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(審査会の会議) 第7条 (略) 2及び3 (略) 4 審査会の議事は、前項の規定にかかわらず、その内容が軽易である場合又は災害、疫病その他やむを得ない理由がある場合においては、回議による審議で決することができる。	(審査会の会議) 第7条 (略) 2及び3 (略) 4 審査会の議事は、前項の規定にかかわらず、その内容が軽易である場合においては、回議による審議で決することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(都市整備部建築指導課)